

愛荘町新型インフルエンザ等業務継続計画<概要>

1.策定の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制しつつ、町民生活および経済に及ぼす影響を最小にとどめるため、町がその機能を維持し必要な業務を継続するため、その方法や手順を示す。

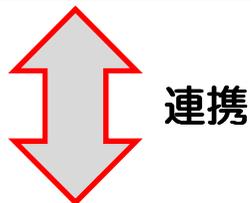
2.実施体制

新型インフルエンザ等対策本部

(本部長：町長、副本部長：副町長)

(本部員：教育長、各政策監ほか)

新型インフルエンザ等対策本部事務局



連携

(新型インフルエンザ等対策本部設置後速やかに開催)

新型インフルエンザ等対策会議



発動

愛荘町新型インフルエンザ等業務継続計画

3.発生時継続業務

令和3年4月

町民・職員への感染拡大を防止するため不急の業務を縮小・休止するとともに、優先的継続業務は、感染ピーク期間中継続することが必要である。

	業務の性質	主な業務内容
【発生時継続業務】	優先的継続業務	感染防止対策を講じしつつ、規模を縮小するなどして継続するもの。 医療・感染症対策業務、下水道維持管理業務、ごみ収集・処理業務、斎場許可発行事務、危機管理業務等
	変更対応業務	感染拡大の危険性を回避し、取り扱いを変更するもの。 非常時対応業務(災害対応)、庁舎管理業務、発行・交付業務等
	中断中止業務	感染拡大の危険性がなくなるまでの間、中断または中止するもの。 議会、各種相談業務、窓口対応業務、イベント事業、学校行事等

4.業務継続実施時に行う業務について

○関係者への周知

大規模流行により閉鎖する施設について、防災行政無線、ホームページで周知する。

○休止業務に関する対応

大規模流行により縮小・休止・中止・延期等をする業務ならびに継続実施業務も、防災行政無線、ホームページなどにより周知する。

○再開準備業務

流行のピークを越えたと判断できる状態になれば、業務継続計画を見直し、通常の社会活動への体制移行できるよう準備する。

5.感染防止の徹底

各庁舎内における感染防止については、事前に必要な医療品、資器材等を備蓄した上で、発生段階に応じて、下記の感染防止および入庁管理を実行する。

庁舎内の感染防止

第一段階 (海外発生期)

- 感染症対策の周知徹底**
 - ・咳エチケットや手洗いの推奨等
- マスク等の備蓄品の配置**

第二～三段階 (県内発生早期～県内感染期・町内感染期)

- 来庁者へマスク着用励行の呼びかけ**
- 専用ゴミ入れの各執務場所への設置**
- 手洗いおよび手指消毒に関する指導の徹底**
- 出入口への塗擦式アルコール製剤の設置および手指消毒の促進**
- 対人距離の確保**
 - (インフルエンザ等症状のある職員に対し、病気休暇の取得を要請。)

- 執務場所の換気**
- 執務時間中の外出自粛**
- 各庁舎内の清掃・消毒**

第四段階 (小康期)

- 感染状況に応じて第三段階の対策を緩和**

入庁管理

第一段階 (海外発生期)

- 職員に通勤前の体温測定を促進**
 - (発熱症状がある場合には、医療機関へ早期に受診するよう要請。)
- 塗擦式アルコール製剤の配置・配布準備**

第二～三段階 (県内発生早期～県内感染期・町内感染期)

- 職員への通勤前体温測定の義務付け**
 - (発熱症状がある場合、病気休暇を取得するよう要請。)
- 入庁者への対応**
 - ・各庁舎の出入口に塗擦式アルコール製剤を設置し、手指消毒を促進。
 - ・非接触式体温計での体温測定。
 - ・面会スペースを執務場所以外に設置するなどにより、外部からの訪問者の執務場所内への出入りを制約するとともに、マスクの着用を奨励。

第四段階 (小康期)

- 感染状況に応じて第三段階の対策を緩和**

○職場で発症者が出た場合の措置

発症者および濃厚接触者に対して、隔離・医療機関への搬送等の対応を実施。

発症者への対応

- ・発症の疑いがある職員を別途設ける待機所その他医療機関に移動させ、診断を受けさせる。
- ・発症の疑いがある職員の発生を経営戦略課へ連絡。
- ・(新型インフルエンザ等と診断された場合)病気休暇を取得するよう要請。

濃厚接触者への対応

- ・マスクの着用、手指消毒の実施。
- ・外出自粛の徹底を要請。